

法的相談事例解説つき！

参加費  
無料

# 『法律的観点から見た在宅医療・介護の現場での暴力・ハラスメント対策』研修会

～暴力・ハラスメント対策は、職員を守るだけでなく利用者の円滑なサービス継続利用にもつながる重要な対策です～

日程	2025年3月1日(土)	・研修/13:00～14:30 ・個別無料法律相談会/15:00～17:00
会場	吉塚合同庁舎Y803 福岡市博多区吉塚本町13-50	
対象	在宅医療・介護従事者(管理職含む)	
申込締切	2月25日(火) 9:00	

研修

13:00～14:30



## 「福岡県の暴力・ハラスメントへの取り組みについて」

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課

株式会社ウィ・キャン 「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」受託会社

代表取締役 濱川 博招 氏



## 「在宅の医療及び介護事業者のための暴力・ハラスメント対策としての法律知識」<sup>※1</sup>

河野・野田部法律事務所

弁護士 板井 京介 氏 「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」法律相談受託弁護士

相談会

15:00～17:00 (1件当たり30分/希望者のみ) ※申込み多数の場合は、希望に沿えないこともあります。

個別無料法律相談会<sup>※2</sup> 河野・野田部法律事務所 弁護士 板井 京介 氏

研修会終了後(～1時間程度)、研修会場において、「在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修(講師:三木教授)」<sup>※3</sup> 動画を上映します。  
グループディスカッションもございますので、未受講の方は、この機会にぜひご参加ください。

申込フォーム

URLまたは右の二次元コードからお申し込みください。  
<https://forms.gle/UHtmz8w4KSxgKEfX6>



※1 裏面補助金(安全対策費用補助、複数名訪問費用補助)申請のSTEP②に当たります。なお、「在宅医療・介護管理者に必要な法的な暴力・ハラスメント基本知識と事例(講師:周弁護士)」を受講済みの方も、ふるってご参加ください。 ※2 当日以外の日程もご準備しております。相談内容を県へ共有することについて、同意の上、お申込みください。  
※3 この研修受講は、裏面補助金(安全対策費用補助、複数名訪問費用補助)申請のSTEP①に当たります。受講済みの方は、再度受講いただく必要はございません。(裏面参照)



本研修に関する問い合わせ先：株式会社ウィ・キャン TEL.03-6432-0080 (平日 9:00～17:30)

# 補助金の申請ステップ

## STEP 1 ※4

- ①基礎研修の受講** 「在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修(講師:三木教授)」を受講する。
- ②法的研修の受講** 「在宅の医療及び介護事業者のための暴力・ハラスメント対策としての法律知識(講師:板井弁護士)」または「在宅医療・介護管理者に必要な法的な暴力・ハラスメント基本知識と事例(講師:周弁護士)」を受講する。
- ③従事者への研修** 事業所内で、①②の研修を活用し、従事者向けの研修会を実施する。

## STEP 2

暴力・ハラスメントの対応に関する基本方針を策定する。

## STEP 3 ※5

### 安全対策費用の補助

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入(\*)に関する経費を補助します。

\*訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信(位置情報を共有)することができるサービスの導入に関する経費のことを指します。

### 複数名訪問費用の補助

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者等による訪問看護・訪問介護等が必要な場合において、利用者等の同意を得ることが困難であるなどの理由から、診療報酬・介護報酬の加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助します。

※4 STEP1を終えた事業所は、受講修了証を発行し、県HPへ公表します。

※5 補助金の詳細は、福岡県ホームページに掲載しています。安全対策費用の補助は、今年度分の受付を終了していますが、来年度以降で継続する予定です。複数名訪問費用の補助については、対象となる事業所が限定されます。

## 福岡県 在宅医療・介護職員カスハラ相談センター

利用者等からの暴力・ハラスメントに対する対応方法について、在宅医療・介護従事者及び管理者から電話又はメールにて相談を受ける専用窓口を設置しております。必要に応じて法律相談もできます。

### 相談対象者

- ・県内の在宅医療・介護事業所に従事する方(管理者を含む。)
- ・県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方(同上)
- ・県内行政機関の職員

### 相談内容

- ・暴力・ハラスメントへの対応について
- ・上記に付随する法的な相談について など



電話： **0120-111-309**

平日 9:00～19:00  
土日祝・12/29～1/3を除く

メール： **24時間受付** 3営業日以内にご返信

(相談内容の確認が必要な場合はご連絡させていただく場合がございます)

福岡県の取り組みは、福岡県庁ホームページに掲載されています。

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント 検索

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryoukaigo-bouhara.html>

